

令和元年第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和元年11月1日 午前10時15分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	鵜 澤 広 司
総 務 部 長		大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部 長		和 田 文 夫

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之
課 税 課 長	井 口 安 弘

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代
教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅 澤 孝 行
-----------	---------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内 海 洋 和
----------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
-------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲

主 査 嘉 瀬 順 子  
主 査 補 吉 井 博 貴  
主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和元年11月1日（金）午前10時15分開議

日程第1 発言の取り消しの件

日程第2 議案の上程

議案第21号、議案第22号

提案理由の説明

日程第3 議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号

議案第18号から議案第19号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第4 議案第21号、議案第22号

委員長付託省略、質疑、討論、採決

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告いたします。

最初に、各常任委員会及び決算審査特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配布しておきました。

また、議案説明に係る出席者の追加がありましたので、報告をいたします。

井口課税課長が出席をいたします。

以上で報告を終わります。

日程第1、発言の取り消しの件を議題といたします。

10月9日における桜田秀雄議員の一般質問中の発言は、一部不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第21号及び、議案第22号の提案理由の説明を求めます。

## ○市長（北村新司君）

提案いたしました議案の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

まず、初めに先の台風21号の影響により、本市では記録的短時間大雨情報が発表され、豪雨に起因する床上、床下浸水、道路の陥没、冠水等の被害が発生しました。

台風第15号、第19号の被災後の復旧課程であったにも関わらず、再度の豪雨被害に見舞われました多くの市民の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

今後におきましても、一連の台風被害につきましても、八街市として速やかに支援できますよう、一層の努力をしてみたいと考えています。

次に、10月27日に予定しておりました、「小出義男杯八街落花生マラソン大会」についてでございます。

この大会は、八街市の一大イベントとして多くの方にご協力をいただき、また多くの参加者が楽しみにしてくださっていた大会でございます。

関係者の皆様には、ここに至るまで準備等にご苦勞をおかけし、準備万端となり、開催が間近に迫っていたにも関わらず、台風の影響により急遽中止せざるを得ない事態となりました。

これまで、この大会に関わっていただきました関係者、参加予定者、協賛各社などの皆様には、大変申し訳なくお詫び申し上げます。

市議会議員の皆様におかれましては、苦渋の選択であったことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

本日、追加提案いたしました案件は、条例の制定1件、令和元年度八街市一般会計補正予算

の2議案でございます。

議案第21号は、令和元年台風15号及び令和元年台風19号による被災者に対する市民税の減免に関する条例の制定についてでございます。

これは、台風第15号及び台風第19号による甚大な被害に鑑み、被災者の生活再建の一助とするため、市民税を減免することについて、条例を制定しようとするものでございます。

議案第22号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

今回、追加提案いたしました補正予算は、八街市一般会計補正予算第6号の議決後の見込額に5億1千277万円を増額し、歳入歳出予算の総額を225億2千871万9千円とするものでございます。

これは、台風15号により被害を受けた被災住宅の修繕費補助事業の実施に要する経費、八街北中学校特別教室棟の屋根及び空調設備の復旧工事費を計上するものでございます。

歳入につきましては、地方交付税7千680万円、国庫支出金2億5千118万円、県支出金1億5千680万円、繰入金2千249万円、市債550万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、土木費4億9千600万円、災害復旧費1千677万円を増額するものでございます。

以上で、提案いたしました追加議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました、議案第21号及び議案第22号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第4で行います。

続きまして、日程第3、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号及び議案第18号から議案第19号を一括議題といたします。

これから、常任委員長報告及び決算審査特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんのでご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

#### ○総務常任委員長（木村利晴君）

総務常任委員会に付託されました、案件1件につきまして、去る10月21日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算の内、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入では「財政調整基金繰入金について、今回の減額補正により、5億1千7百52万3千円の繰入となるが、現時点での財政調整基金はどのくらいなのか」という質疑に対して、「平成30年度末時点では、約26億円程度です」という答弁がありました。

次に、「台風15号による被害がかなりあると思われるが、財政調整基金から出す検討は」という質疑に対して、「災害関係では、国庫補助対象、特別交付税対象となるものなどがあります。現時点では農業関係の額が確定していないことと、住宅関係の支援についても確定していないなどを踏まえ、一般財源の見当がついていない状況です。不足分については、当面の間は財政調整基金の取り崩し、または、場合により一時借入金も想定しています」という答弁がありました。

次に、「農家の皆さんも支援内容によっては、農業を縮小、または、やめてしまうような声も聞かれています。今後の支援についての検討は」という質疑に対して、「現在は、被害状況調査により、施設再建の補助事業の希望がある方を集計中です。これから国、県の補助事業を行っていく予定ですが、なるべく農家の負担を少なくする方向で検討しています。国の補助は10分の3、県の補助は10分の4、市の補助としては過去の実績から10分の2、補助を予定しています。農家の負担としては、1割負担となり、また、共済に加入している方は、負担なく施設再建できると考えています」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「庁舎耐震整備事業費の減額補正について、第二庁舎解体工事の廃材を運搬するダンプは、市民と同じ出入り口を使用するのか。安全対策は」という質疑に対して、「敷地内は市民と同じ正門を通過します。その際、警備の者が出入り口まで誘導します」という答弁がありました。

次に、「今回、台風の災害対策本部が3階に設置されましたが、第二庁舎跡地利用は、災害対策本部を設置できるような建物の計画も必要ではないか」という質疑に対して、「今年度総務課内に設置した資産経営室では、現在、八街駅北口市有地について検討していますが、第二庁舎跡地利用についても、今後、市全体を考えた上で、検討していきたいと考えています」という答弁がありました。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

## ○文教福祉常任委員長（加藤 弘君）

文教福祉常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る10月23日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票等の旧氏併記及び外国人氏名の片仮名表記等について所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「婚姻前に印鑑登録をしていた方に、住所変更があった場合には、その部分のみ変更を行えば継続して、そのまま印鑑を使用できるのか」という質疑に対して、「婚姻して氏が変わると、印鑑も変わるので申請が必要になります」という答弁がありました。

次に、「外国人氏名の片仮名表記について、氏名が3ブロック、4ブロックに分かれている方は、どの部分の登録をするように指導するのか」という質疑に対して、「どのブロックでも印鑑登録は可能です。部分的な片仮名でも登録可能です」という答弁がありました。

次に、「旧姓併記は、どのようなことに役立つのか」という質疑に対して、「旧氏の記載された印鑑証明の利用方法としては、各種契約、銀行口座の名義、就職先などの、旧姓から本人確認できるなどの利点があります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算の内、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項3目、9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「改修工事が遅れたことにより保育園整備工事に伴う給食供給業務が増額となったが、理由は」という質疑に対して、「交進保育園の改修工事については、調理室工事について、当初、現在の調理室のみを改修する見込みでしたが、設計委託の中で、効率よく調理室を使用するために、検討した結果、調理室を拡張することが可能であることが確認できたため、調理室の工期が延長となったことにより、調理室閉鎖期間が延び、給食の外部委託となりました」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費の医療扶助適正化等支援業務について、具体的な内容は」という質疑に対し、「被保護者健康管理支援事業を行うにあたり、レセプトに記載されている傷病名、治療情報を活用して、傷病ごとの医療情報を正しく分析します。分析については、レセプトデータと生活保護システムを紐付けすることによって、生活保護受給者に対しての重症化予防の指導ができるようになり、医療費扶助の減少につながります」という答弁がありました。

次に、「介護保険費の人件費が減額となっているが、相談窓口では正規職員に相談に乗ってほしいという声があります。高齢者がふえていく中で、人員削減ではなく、人員を確保する必要があるのでは」という質疑に対して、「法人指導監査を担当する臨時職員は、県の

職員だった方を採用しており、法人指導監査におけるスキルは十分持ち合わせています。基本的には正規職員が窓口を担当し、不足している部分について補佐していただいています」という答弁がありました。次に、「国民年金費の件費が減額となっているが、4月から始まった、出産前後の国民年金保険料が全額免除制度など、新しい制度を市民へ周知することができているのか」という質疑に対して、「国民年金班は、現在4名で対応しています。産前、産後の保険料免除制度の周知については、広報やちまたへの掲載や市民課でリーフレット配付などを行っている状況です。人力的には十分足りています」という答弁がありました。

次に歳出4款では、「子育て世代包括支援センターについて、ワンストップで全ての妊産婦の相談に乗ることとなると思うが、人員は」という質疑に対して、「子育て世代包括支援センターの設置ガイドラインでは、保健師1名を配置するよう規定されており、本市では、専任の保健師2名と兼任の保健師1名を配置する計画です。事業のニーズに応えられるような人員を確保できるよう要望していきます」という答弁がありました。

次に、「厚生労働省のガイドラインでは、妊娠から子育て期、特に3歳までの子育て期に重点を置く内容になっています。しかし、地域の実情により、18歳までの子ども、保護者を対象とする柔軟性もあります。本市はどこに重点を置くのか」という質疑に対して、「本市では、全ての妊産婦と就学前までの乳幼児、保護者を主な対象者として考えています」という答弁がありました。

次に、債務負担行為では、「保育園人材派遣業務について、勤務内容などで正規職員と派遣保育士などが連携がとれるような、契約となるのか」という質疑に対して、「正規職員が足りない部分を補うための人材派遣業務なので、園長と協議を行い、円滑に園を運営できるような仕様書の見直しについて、努めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「胃がん・大腸がん・肺がん・結核検診業務についての受診率目標と前年比増の計画は」という質疑に対して、「目標値の設定としては、人数での設定を行っているので、率の設定は行っていません。がん検診の重要性を、広報などで広く周知を行うことにより、受診率の向上を目指し、受診者数を増やすという計画しています」という答弁がありました。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。審査の過程において委員から「介護認定申請から介護認定結果が出るまでの日数は」という質疑に対して、「法では30日以内で認定となっていますが、平成30年度上半期の平均で43日となっています。これは、医師の意見書の遅延などの理由により、遅れる場合があります」という答弁がありました。

次に、「小規模多機能施設の整備が遅れているため、介護施設等整備事業交付金が減額となるが、遅れている理由は」という質疑に対して、「入札時期が遅れたことによるものです。この交付金は、施設完成までの6カ月間の経費が施設準備基金の対象となり、完成が令和2年7月から12月に変更となったため、今年度の申請を取り下げたことにより減額となりま

す」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてです。

これは、一般競争入札の結果、日本装芸株式会社千葉支店が、4億920万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「工事の施工は、授業の妨げにならないのか」という質疑に対して、「基本的に土曜日、日曜日、放課後等に工事を進めていきます。学校と協議の上、工期内に完成するように進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「建具改修工事の具体的な内容は」という質疑に対して、「室外機から室内機への配管を設置する際に、窓ガラスを通す必要があるため、サッシ部分の改修工事です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてです。

これは、一般競争入札の結果、株式会社八光電気工業が、1億4千520万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定のとおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

#### ○経済建設常任委員長（角 麻子君）

経済建設常任委員会に付託されました、案件5件につきまして、去る10月21日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてです。

これは、JR榎戸駅東口整備により、新たに自転車駐車を整備することについて、所要の改正をしようとするものです。審査の過程において、委員から、「今回設置する駐車場の台数見込みと、全体の合計台数は」という質疑に対して、「榎戸第1自転車駐車場は、最大収容台数は自転車とバイク合わせて560台、平成30年度の実績では1日平均235台、稼働率42パーセントです。第3自転車駐車場は、最大収容台数は自転車とバイク合わせて200台、1日平均19台、稼働率9パーセントです。今回、設置する第2自転車駐車場は、最大収容台数は約50台を想定しています」という答弁がありました。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事業業者に対する、5年ごとの更新制度の導入等について、所要の改正を行うものです。審査の過程において委員から、「今回の条例改正は、国の規制緩和により平成8年に多くの業者が水道事業に参入しました。改正後の平成9年では、2万5千業者でしたが、平成28年では、23万2千業者となり、約9倍となったが、本市の状況は」という質疑に対して、「直近では、平成30年度末で172社、令和元年9月末で174社です」という答弁がありました。

次に、「現行制度では、新規のみの登録となっているため、途中でやめたり、いろいろな業者がいると思うが、トラブルも多くなってきていると聞いています。市内での違法工事の件数は」という質疑に対して、「市に登録している事業者については、トラブルはありませんが、市の指定を受けていない業者が、工事を行う際に指定を受けないまま工事を進めてしまったという経緯は1件ありました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算の内、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内、1項6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費についてです。審査の過程において委員から、歳出7款では、「災害等発生時応急対応業務の増額300万円の具体的な内容は」という質疑に対して、「今回の増額分は、下半期の災害時緊急対応分です」という答弁がありました。

次に、「道路整備事業費のグリーンベルト2カ所の具体的な設置場所は」という質疑に対して、「市道1区39号線、八街東小学校裏の一部の引き直し、市道6区1号線、八街五差路から木原入り口までの一部に新規設置を予定しています」という答弁がありました。

次に、「危険ブロック塀等除去費の補助要件は」という質疑に対して、「道路に面した敷地内にあるコンクリートブロック塀などで、道路の面からの高さが、1.2メートルを超え、かつ、境界線までの水平距離以上である危険ブロック塀などの除去に要する費用の3分の2以内の額で10万円を限度としています」という答弁がありました。

次に、「けやきの森公園管理業務の増額理由は」という質疑に対して、「けやきの公園には、57本の樹木があり、この中で樹木の傾斜や、危険な枝などの部分について、優先順位を付

けて4本の剪定を実施するものです。樹木が成長していく中で、目視で状態を確認しながら、危険部分については、枝の剪定などを実施したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

小澤孝延決算審査特別委員長。

#### ○決算審査特別委員長（小澤孝延君）

決算審査特別委員会に付託されました、平成30年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、議長及び平成30年度の監査に関わった議員を除く、議員18名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会は、9月定例会において設置され、同時に各会計決算等の認定について、付託されました。また、閉会中の継続審査の手続を行わず、会期内で全て議了することが決定し、去る10月24日、25日、29日、30日の4日間、本会議場において、「総務常任委員会所管事項」、「経済建設常任委員会所管事項」、「文教福祉常任委員会所管事項」について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等出席を求め、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画をどのように結び付くかを主眼として審査いたしました。

その結果、議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと、決定いたしました。決算審査特別委員会に付託されました、案件に対する結果について、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長及び決算審査特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号及び議案第18号から議案第19号の討論通告受付のため、しばらく休憩いたします。休憩時間中に、通告するようにお願いいたします。

再開時刻は、事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時12分）

**○議長（鈴木広美君）**

再開します。

これから、討論を行います。

議案第9号に対し、丸山わき子議員、山田雅士議員から、議案第10号に対し、京増藤江議員、小高良則議員から、議案第11号に対し、京増藤江議員、小川喜敬議員から、議案第12号に対し、京増藤江議員、木内文雄議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第9号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

平成30年度の予算執行にあたり、小中学校エアコン整備事業、長年お母さん方の要望だった児童館の建設、児童クラブの整備など次代を担う子どもたちへの予算をはじめ、住民課への夜間窓口の設置、手話通訳・磁器ループ・講演会等への筆耕翻訳者配置、榎戸駅整備事業など市民要望の実現に評価するものであります。

一方で、市民から「八街市はお金がないから我慢をするしかない」との声も聞かれます。

しかし、不用額が前年度より1億6千万円増の8億9千万円となり、歳出総額の4.15

パーセントを占めています。不用額となった主なものは、扶助費・普通建設事業の入札の執行残です。市民に諦めさせる市政運営ではなく、速やかな予算補正で、住民の暮らしに切実な要求課題の実現のために活用されるべきです。

八街市の財政力指数は0.66、経常収支比率95.5パーセントと市財政は一層の硬直化が進んでいますが、市民の「もっと住みよいまちに」の声に応える街づくりを進めるにあたって、財源確保の取り組みが必要です。

そのためには、まず、国に対し地方の財源を保障するよう求めることです。

地方交付税制度は、全ての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を保障し、調整する制度です。ところが、政府は平成30年度も地方交付税制度の目的・精神をゆがめるトップランナー方式の導入、また、交付税算定の1つでもある「まちひとしごと創生事業費」の中に、自治体の「必要度」に加え、取り組みの「成果」を導入・拡充するという条件不利自治体が一層不利となる制度を取り入れています。

本市にとっても、重要な財源が年々削減されています。

国は、地方自治体が地方自治法に定められた「住民福祉の増進を図る」機関としての役割を果たせるよう保障する役割があります。

財政需要が増すばかりの地方自治体の実情に見合う、一般財源総額を拡充するよう政府に対し強く求めるべきです。

また、既に国・県への補助金の活用で事業を実施していますが、今後もこの取り組みを強化するとともに、ハッ場ダム完成に伴い自治体への支援を求めることが必要です。

ハッ場ダムの事業費は、当初の2.5倍以上にまで肥大し、その負担を関係自治体に負わせてきました。平成30年度の本市の出資金は2千80万円となっています。水あまりが指摘される中で進めてきた、不要不急の大型公共事業は、平成31年度完成の見込みです。

人口減少のもとで、水余り問題が現実的となり、さらには料金高騰に直面することとなり、市民の不安が募っています。維持管理や高い水道料金で自治体・市民を苦しめることとなります。国に対し、水道料金への助成・補助等を求めていくことは喫緊の課題であります。

財源確保の2点目には、八街市の基幹産業である農業・商工業の活性化をさせることです。

平成30年度の農林水産費は、前年度比23.39パーセント減で2億5千200万円、商工費は1.13パーセント減の1億2千300万円で両方あわせて3億7千500万円です。

農林水産費の歳出総額は、1.2パーセントとなっています。隣の富里市では2.8パーセント、東金市は4.4パーセント、本市の約2倍～4倍の予算が確保されています。後継者の育成、農業経営支援とともに6次産業化による加工、さらに流通・販売による活性化、中小企業・小規模事業者の振興、地域経済波及効果の高い住宅リフォーム助成制度へのさらなる支援、自然・再生可能エネルギーの地産地消など、あらゆる角度からの地域活性化策に全力で取り組み、税収を上げていくことが必要です。

こうした財源確保とともに、地方自治の精神を貫き、自治体本来のあり方である「市民の暮らしを守る」という立場に立った市政運営が求められます。

平成30年度の事業が取り組まれましたが、次の5点について早期に改善を求めるものがあります。

1点目に、市税等の徴収のあり方です。

平成30年度は、新たに自動音声催告システムを導入し、市税等徴収指導員を委嘱するとともに、搜索・差し押さえ・公売の強化が進められました。預金・給与・生命保険など864件の差し押さえとなり、5年前の2.3倍にもなっています。給与・預金が79パーセントを占め、給料が差し押さえられたため、会社に居づらくなり退職せざるを得なくなった市民もいます。

失業すれば生活もできず、また税金も払えず、市民の暮らしを圧迫しています。

また、搜索では差し押さえるべき財産が発見できなかった割合は平成29年度には80パーセント、平成30年度では83パーセントと高くなっています。

搜索に至る過程の接触・対面指導のあり方が問われます。圧倒的多数の滞納者は、日々の暮らしが大変な状況であり、住民と密に接する事ができる末端の自治体だからこそ、繰り返しの話し合いが必要であり、行き過ぎた搜索のあり方を改善すべきです。

資力があり、担税力がありながら、納めない滞納者には厳しい態度で接することは当然です。「滞納者は悪質」とする対応は、市民の生活実態を無視したものと云わざるを得ません。

市税等の税収をアップさせるためには、国に言いなりの差し押さえなどの収納対策の強化を進めるのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納活動に転換することを求めます。

2点目には公共交通の問題であります。

平成30年度の事業成果では、「ふれあいバスの再編事業を含む、実施計画の掲載事業について円滑に進行している」と評価しています。

しかし、平成28年度5コースの利用者は10万5千907人でしたが、平成30年度の4コースでは、8万5千245人となり、平成29年度の再編でコースの廃止により、新たな空白地を生み出し、市民に不便を強いています。これでは公共交通の役割は果たせません。

また、高齢者を対象に実施している、高齢者外出支援タクシー助成制度は、500円の助成がありますが、市内から離れて生活する方、年金暮らしの方々から、「利用できない」という悲鳴や、「これでは八街に住めない」という声が上がっています。

どこの地域に住んでいても、同じサービスが受けられるようにすることが自治体の仕事です。最初から、地域格差が生じることがわかっていた高齢者外出支援タクシーは、早期に見直し、市民の切実な願いである、誰もが安い料金で、玄関先から利用できる乗合タクシーの1日も早い実現とともに、ふれあいバスの特性を活かした公共交通機関としての役割を果たせる取り組みを求めます。

3点目に教育・子どもの貧困の問題です。

平成30年度の本市の不登校となっている中学生は、前年度より増加し、全国平均の2倍、7.76パーセントとなっています。

スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等、専門の相談員を増員するなど、教育相談体制を充実し、早期の取り組みが必要です。

総務省は、子ども7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的貧困状況にあるとしていますが、本市ではその実態調査もされないままとなっており、その対策は喫緊の課題です。

貧困対策の1つに、就学援助制度がありますが、その支給状況は全国平均15パーセントの約半分にとどまり、その上、年度末の支払いでは就学援助制度の本来の役割は果たせません。家庭の生活実態を把握し、素早い対応が教育委員会・学校に求められています。

また、給食費の滞納状況は年々増加しており、平成30年度の滞納者数は約2千500人、滞納総額は7千万円にもなっています。文科省は平成29年12月に平成28年度の学習費調査の結果、小学生一人あたり32万2千円、中学生47万9千円と発表しています。貧困にあえぐ児童・生徒への支援の拡充や、年々増加する給食費の滞納を放置することなく、支援対策を強化することを求めます。

4点目に住宅政策です。

入居募集をしている長谷・九十九団地・朝陽団地の入居率は77パーセントと低迷しています。公営住宅は、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

この間、市税等滞納世帯への入居拒否をしてきましたが、希望する市民の誰もが利用できるよう、利用条件の緩和で、市民のために住宅提供を進めるべきです。

また、高齢者が多く住む笹引・交進・朝陽団地の老朽化が進み、住環境は劣悪な状況です。30年の耐用年数をはるかに超え、榎戸61年、笹引54年、交進51年、朝陽47年が経過しており、危険な状態であり、居住させること自体問題であります。

15号台風では、屋根瓦の破損等、雨漏りの発生、また、25日の21号台風では、交進住宅では床上浸水となり、くみ取り式のトイレはあふれ、環境悪化のもとでの生活を強いられています。

市は、長谷・九十九団地への入居は可能としていますが、高齢者がエレベーターもなく、階段のみの住宅に転居できるはずがありません。住まいの不安をなくし、安心できる居住環境を作ることが必要です。今後、高齢化が進む中で低廉・低層の高齢者住宅の建設を求めます。

5点目には、地域防災計画の見直しで、防災対策を強化する問題です。

平成30年4月、市は防災アセスメントで「本市で最大規模の地震が発生した場合、全域で震度6強の揺れが想定されている」と公表しました。

しかし、638万円で修正を委託した地域防災計画の内容は、八街市より遠い千葉県北西部直下地震を想定し、ほぼ全域震度6弱としました。6弱と6強では、全壊倒壊の被害で比較すると約1.3倍もの差があります。これで市民の命、安全を守ることができるのか。

防災行政に緩みを生じさせるのではないかと疑問を持たざるを得ません。

印西市、習志野市、千葉市、東金市は市独自に、直下地震を想定し、防災計画を策定してい

ます。早急に、震度6強に対応する防災計画となるよう見直し、市民の安全を守る減災対策に取り組むことを求めます。

先の15号、19号台風、また21号台風による大きな被害を受けた本市では、多くの教訓を得ました。緊急時の確実な伝達方法の確立、高齢者・障害者の避難所の確保とともに、住民の知恵と力で地域防災計画の必要な見直しを進め、それぞれの地域にあった防災対策の強化が必要です。

平成29年度から、新たに設置された市民協働推進課を中心に、自分たちのまちは自分たちで作り上げていく絶好の機会となっています。

こうした街づくりへの取り組みを求めるものです。

以上、改善を指摘し、平成30年度一般会計歳入歳出認定に対し反対するものであります。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、山田雅士議員の議案第9号に対する、賛成討論を許します。

#### ○山田雅士君

議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

まずは、子どもたちの教育環境についてです。

本市の財政力は、決して盤石とは言えず、財政構造の弾力性を測定する比率として使われる経常収支比率は、平成30年度で95.5パーセントと、前年度と比較して2.5パーセントも悪化している状況です。

しかしながら、北村市長の言葉を借りますと、「八街の宝」である子どもたちの健康や教育環境の向上は、お金には変えられません。

今年は、梅雨寒が長く続き、この夏はエアコンの必要性が感じられなくなるのではないというように思われましたが、7月下旬より例年並みの猛暑が続き、毎日のように熱中症に関する報道がある中、アメリカ海洋大気局は、今年の7月は世界の平均気温が16.7度で、観測史上最も暑い夏だったと発表しました。

地球温暖化が進んでおり、今の時代には、学校にエアコンは必需品であると改めて認識させられました。

昨年度、川上小学校に空調が設置され、現在、市内全ての小・中学校へ、空調の設置が進められております。

このエアコン設置に関しては、前倒しで予算を計上され、今年度中に工事を完了するよう努力されています。小学校につきましては、今年の2学期から使用が開始されており、児童から感謝の手紙をいただいたと聞いております。

快適な教育環境の中、子どもたちが勉学に励み、健やかに成長する姿が想像され、喜ばしく思います。

また、実住小学校内に児童クラブと放課後子ども教室が開設されました。

児童クラブや、放課後子ども教室の設置については、子どもが小学校に入学すると、親がこ

れまで勤めてきた仕事をやめざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破することにもつながり、さらに、学校内の設置により、八街児童クラブへ移動していた児童が、移動せずに過ごせることは、子どもたちの放課後の安全確保につながっていることとなります。

また、児童館建設のための設計業務に着手されました。子どもの頃は、異年齢の子どもたちと触れ合うことにより、遊び、時には思いやり、時にはけんかをし、さまざまな体験を繰り返しながら、人として成長していくものだと思います。

そうした子どもたちの成長できる場が、八街にできることは非常に喜ばしいことであります。そして、家庭児童相談員が増員されました。

千葉県や、千葉市のまとめによりますと、県内の児童相談所が平成30年度に相談や通報を受けて対応した、児童虐待は速報値で9千60件となり、過去最大となったとのこと。

このような時代背景に対応し、受け皿を増やしたこと、これらはまさに、子どもたちに対する思いやりの予算執行がされていると言えるのではないのでしょうか。

また、学校環境だけにとどまらず、スポーツ振興においてもスポーツプラザ内のテニスコート5面について、改修工事を実施され、利用者の利便性が図られ、スポーツを愛する私としても、感謝するとともに、評価するところであります。

続いて、庁舎の耐震化についてです。

公共施設の耐震化は、全国的に喫緊の課題となっておりますが、昨年11月に総務省が発表した、市町村の防災拠点となる庁舎の耐震率は、81.1パーセントであり、全体の2割近くの庁舎の耐震化がなされておられません。

平成28年熊本地震において、庁舎が被災したことにより、災害対応に遅れが生じ、市の業務機能が停止してしまったことは記憶に新しいところですが、耐震化できたことは、万一災害が起きたときのための拠点施設となるほか、何よりも市民、職員の命が守られることとなります。

続いて、落花生まつりです。

落花生まつりは、平成29年度にも開催されましたが、昨年度は、新品種「Qなつつ」や、ゆでおおまさりの試食会、落花生や新鮮野菜の即売会、「八街生姜ジンジャーエール」の販売など、さまざまな催しが繰り広げられたことにより、約4千人の来場があり、大変な盛り上がりとなりました。駅前での開催ということもあり、市外からの来場も多く見られたことで、落花生をはじめ、八街産農産物の魅力を大いに発信できたのではないのでしょうか。

今年は、残念ながら中止となりましたが、来年は昨年以上に盛り上げてもらい、落花生はもちろん、八街産農産物をより一層アピールしていただきたいと思います。

続いて、市長公約として実施した榎戸駅の整備です。

今年1月21日、ついにJR榎戸駅の橋上駅舎化・東西自由通路の供用が開始されました。榎戸駅の利用者数は、減少傾向であるものの、朝・夕の通勤、通学の時間帯においては、相変わらず多くの利用者があり、待ち望まれていた市民の方は非常に多かったと思われます。

そのほかにも、朝陽小学校前交差点改良や沖入口交差点改良など、市民の交通利便性のため

の施策、議会中継映像配信業務や、市ホームページのリニューアルなど、市の情報公開に向けた施策。足の不自由な方に対しては中央公民館のエレベーターを更新、耳の不自由な方に対しては、市役所に携帯型磁気ループを常備するなど、障害をお持ちの方に対する施策。さらには、重くて扱いづらかった中央公民館大会議室のイスの買い替えや、街灯の改修、防犯灯のLED化など、市民ニーズに合わせ、バランスのとれた各種事業を展開しております。

これだけの事業を行った中、本市の財政調整基金の残高は、平成30年度末には約26億円まで回復しました。これは、あらゆる無駄を削って財源を捻出した行財政改革の結果であるものと認識しております。

今後は、北総中央用水建設費負担金や、クリーンセンターの老朽化、上水道事業の経営悪化などの懸案材料があります。

また、先日の台風被害においても、被災施設の修繕経費等、多額の費用が見込まれており、財政的に厳しくなるものと思われまます。

北村市長には、ぜひともこの苦境を乗り越えていただき、高校生までの子どもの医療費の助成や、中学3年生へのインフルエンザ予防接種の助成など、市長公約を含め、さらに市民サービスを充実していただくことを期待しまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の、議案第10号、第11号、第12号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、まず、議案第10号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論をいたします。

国民健康保険は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となる広域化に移行しました。

先日、「広域化により国保の安定を図ることになった」というような賛成討論がありましたが、広域化になっても、国保の加入世帯は、非正規労働者、無職、年金生活者が多く、高すぎる国保税を払いきれない構造的危機は解決されておらず、滞納が全国的な問題となっています。

国民健康保険制度には、ほかの保険制度にはない、世帯ごとに支払う平等割り、家族がふえるほど負担が重くなる均等割制度が、加入者の負担となっています。

全国知事会等では、1兆円の公費投入増額をして、協会けんぽ並みの負担率にするよう強く求めています。

また、賛成討論において、「徴収に努め、納税しやすい環境を整えたため収納率が上がった」、こういう意見もありました。

しかし、本市における平成30年度の国保税の収納状況は、所得が低い世帯の滞納割合は依然高く、収納率は、徴収強化をして収納率が前年度と比べて多少上昇したものの、現年度分は87.52%、過去の分を合わせると全体では57.8%であり、県下最低クラスであることに変わりはありません。

平成30年5月1日現在、所得ゼロ円～200万円未満の滞納世帯割合は約61%、100万円未満では4割近くです。国民健康保険加入世帯の内、1千441世帯、11.2%に、正規の保険証が交付されていません。そのうち、病院窓口で医療費全額を支払う資格証明書は204世帯に交付されています。これでは市民の健康と命を守る制度とは到底言えません。

横浜市においては、平成28年から資格証明書の交付をやめました。本市においても、1割以上の世帯が正規の保険証が手元にない状況を改善し、誰もが能力に応じた保険料で安心して医療にかかれるようにするために、資格証明書の交付や、保険証の滞留をなくすよう求めます。

国民の生存権を守るために、公費1兆円の増額投入を国に実施するよう強く要求し、国保税引き下げにつながるよう求め、議案第10号、平成30年度国民健康保険特別会計決算の認定に反対をいたします。

続いて、議案11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度は、平成20年4月に発足し、丸10年になりました。

制度開始により、75歳になって家族の扶養から外された方々、「少ない年金から保険料を引かれるようになった」、「どうしてこんな年寄りをいじめるのか」、こういう怒りの声が上がっています。2年おきの制度見直しにより、保険料引き上げが繰り返されました。平成30年度の保険料は、均等割が600円増の4万1千円に、所得割は0.04%減の7.89%です。1人当たり平均保険料年額は878円、1.22%増の7万2千597円にもなり、年金引き下げ、物価高のもとで、高齢者にとって耐えがたい負担となっています。

また、国の制度改正により、賦課限度額を57万円から62万円への引き上げも実施しました。さらに、政府は制度導入時から実施してきた低所得者に対する保険料の特例軽減を昨年度から縮小し始めました。30年度は7割軽減から5割への軽減は449人、1人当たり8千200円で、総額約368万円の負担増です。2割軽減の廃止は961人、1人当たり4千600円で、総額445万9千円の負担増になりました。

催告書、督促状の送付を増やすなど徴収強化をしても、余りの負担の重さに平成30度の収納率は、制度導入後最低クラスの95.63%と県下最低クラスの収納率が続いておりすが、平成30年度も県下ワースト1です。

賛成討論において、「収納率向上は喫緊の課題である」というような意見がありましたが、収入が減る中で、負担を増やした上に徴収を強めることは高齢者を苦しめるだけです。

また、「この制度は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるようにと創設された」、こういう意見もありました。

しかし、高齢者だけを囲い込み、高齢者医療費の増加により、保険料が際限なく上がる。この制度を創設する際、当時の厚労省課長補佐は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に感じてもらう」と言い放ちました。今、そういう状況がこの言葉どおり続いておりま

す。国民からは、「高齢者に負担を押しつける制度であり、まるで姥捨て山だ」と、怒りの声がわき起こり、低所得者に対する保険料の特例軽減措置を設けざるを得なくなりました。ところが、これが今、縮小されております。

今、高齢者に必要なことは、収入に応じた保険料の負担で、必要な医療を安心して受けることができる制度です。75歳以上を一つの制度に集めて運営する制度そのものに問題があります。後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保険制度に戻せば、75歳を過ぎても国保やけんぽなどから切り離されず、際限ない保険料引き上げの仕組みもなくすることができます。

以上の理由から、議案11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対をいたします。

続きまして、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対討論をいたします。

平成30年度から第7期制度が始まりました。3年度ごとの制度見直しのたびに、保険料引き上げと制度改悪により利用できるサービスが削減され、「保険あって介護なし」と言われる状況になっています。

日本共産党は7期制度における保険料引き上げをストップするよう求め、引き上げは見送られました。しかし、保険料が高すぎることに変わりはなく、「年金は下がるのに介護保険料はなぜこんなに高いのか」と、悲鳴が上がっています。

平成30年度の保険料収納率は県下ワースト1と、県下最低の状況が続いています。

自分で介護保険料を納める普通徴収は、平成29年度に、全国では被保険者数の1割でしたが、八街市では約2倍であり、高齢者の収入がいかに低いかがわかります。無年金や年金額が18万円以下の方の第1段階の年額保険料は2万8千400円です。滞納者が例年最も多いのが第1段階です。

国は、低所得者の方々に、保険料をわずかばかり下げる方向ではありますが、それでは問題解決になりません。公費、税金負担を、現在の50%から抜本的に引き上げ、高齢社会に見合った安心して払える保険料を設定し、保険料滞納によるサービス給付の制限は廃止を求めます。特に、生活保護以下の収入の方々には保険料減免が早急に必要です。

次に、認定率についてです。

平成30年度の要支援1、2の認定率は上がっておりますが、介護度1～5までの認定率は軒並み下がっています。高齢化が進行している中、適切な認定となっているのか大変疑問です。在宅介護を担っている方からは、「もう、よれよれです。自分が倒れそう」と、悲鳴が上がっています。利用料1割、2割、3割負担は、制度を利用するほど負担が重く、サービス利用を躊躇せざるを得ません。利用料軽減が必要です。

賛成討論において、「特養ホームの増床や介護予防の啓発などが実施され、堅実な制度運営がされている」というような意見がありました。

しかし、特養ホームの入所待機者は約70人、要介護1は3人、要介護2の待機者は10人です。原則として、介護度3以上の方が入所対象ですが、実際には介護度が低い方も入所を

必要としており、希望する全員が入所できるように求めます。介護が必要になったとき安心して暮らせる制度にするよう求め、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対をいたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、小高良則議員の、議案第10号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

議案第10号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

制度は、何としてでも維持、堅持していかなくてはならない。その一端として、平成30年度4月から国民健康保険制度が広域化されました。しかし、これからもまだまだ問題があります。

国保が抱えている問題として、加入者の年齢構成が高く、医療費が増え続けています。また、所得の低い人も多いので国保税の負担が重い。また、小規模な市町村では国保の財政運営が不安定などが挙げられます。

また、本市におきましても、収納率が県下でワースト、また、不納欠損額が平成30年度は1億4千718万2千739円というのも問題だと考えております。

しかし、安心して利用できる制度は維持、堅持していかなくてはなりません。そこで、国からの財政支援の拡充のほか、県下市町村とともに国保制度の運営を担うこととなりましたのが広域化でございます。

本市の国民健康保険を取り巻く状況でございますが、少子高齢化の進展により、被保険者数は減少傾向にありますが、高齢者人口の割合は増加する一方で、生産年齢人口は減少しているため、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

こうした中で、市民の健康と医療を守るため、安定した運営を続けるため、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、中心的な役割を担い、国保制度の安定を図ることになっております。

現在、市町村により税率等に統一はありません。しかし、適した課税等により維持、堅持することを心から願うものであります。

このような中、歳入では保険税の収納状況において口座振替納付の利用促進、広報誌への掲載、各種啓発活動、相談、また、10月からはキャッシュカードを利用したペイジー口座振替受付サービスを開始するなどの納税しやすい環境を整えたことにより、現年度課税分の収納率は前年度比で1.67パーセントの増となり、上昇の傾向が見られました。国保財政の確保が図られるとともに、保険税の納税意識を高め収納率の向上に努められた結果であると考えます。

歳出については、ここ数年は減少傾向にあり、疾病予防による医療費抑制と保健事業の推進による特定健康診査、人間ドック等の助成事業を実施し、後発医薬品の利用促進等の取り組みが被保険者の健康増進に図られた結果であるものと推測されます。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様にとって重要な役割を担っている制度であることから、今後においても国民健康保険事業運営の健全化とさらなる保険事業の充実に取り組んでいただき、健全な財政運営の一層の努力をされることを要望いたしまして、賛成討論いたします。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、小川喜敬議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

**○小川喜敬君**

議案11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象として、これからも安心して医療を受けることができるように、平成20年度から創設された医療保険制度であります。高齢化が進み被保険者や医療費が増加する中、この間に保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果を上げられていると思います。

現在では、軽減措置が見直され軽減が抑えられてはおりますが、低所得者に対する軽減は継続されております。八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、平成31年3月末で8千616人、前年度比で478人、5.87パーセントの増加で、八街市の人口の12.28パーセントにあたります。広域連合へ納付した保険料等負担金も5億8千755万9千62円で前年比8.69パーセント増加しております。

その一方で、保険料収納率は95.64パーセントと、昨年より0.19ポイント減り、県内では最下位という状況であることから、収納率向上は喫緊の課題であります。このような中でも後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し給付されていることは、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度の運営継続がされているものと思っております。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望し、賛成討論いたします。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、木内文雄議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

**○木内文雄君**

私は、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成30年度末における、本市の65歳以上の高齢者人口は2万462人、要介護・要支援者は2千669人であり、制度開始の平成12年度と比較しますと、高齢者人口は、2.2倍に、要介護・要支援者は3倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する上、いわゆる団塊の世代が高齢化を迎える状況にあり、今後、ますます介護保険制度が老後を支える制度として、定着かつ拡充が求められているところであります。

平成30年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度であります。この計画の中において、「健康と思いやりにあふれる街を目指す」という基本理念を掲げ、6つの基本目標を掲げています。

その1つとして、「介護保険サービスの充実」では、第7期事業計画内に特別養護老人ホーム120床の増床に向けた事業に着手しております。

続いて、「生涯にわたる健康づくりの推進」においては、介護を要する状態にならないよう介護予防運動教室等を開催し、介護予防の普及・啓発を図っております。

また、「高齢者が安心して暮らすことができるまちづくり」においては、市の広報紙やホームページに加え、地域の民生委員を通じて必要な情報提供を行うとともに、見守りが必要な高齢者や災害時に援助を要する高齢者の情報提供等を行い、きめ細かな情報交換が交わされており、民生委員・担当職員のご苦勞が伺われるところであります。

また、介護給付費については、第7期初年度において、給付費の見込みに大きな乖離は見られず、堅実な介護保険運営をされていると思います。介護保険財政の健全性・持続性の確保に十分努力の跡が見られることから、今後も、平成30年3月に策定された第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた高齢者福祉の拡充・介護保険財政の健全性・持続性の確保を要望いたしまして、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算について採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（鈴木広美君）**

起立多数です。議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（鈴木広美君）**

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（鈴木広美君）**

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（鈴木広美君）**

起立多数です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

てを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、原案可決及び認定です。

この議案は原案のとおり原案可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第14号は原案のとおり原案可決及び認定されました。

次に、議案第18号、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は、可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定、並びに、原案可決及び認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散いたします。

日程第4、議案第21号及び議案第22号を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第21号及び議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

これから議案第21号及び議案第22号に対する質疑を行います。

1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数数の制限は設けません。質疑はありませんか。

**○丸山わき子君**

それでは、議案第21号からお伺いしてまいります。

この条例制定の時期についてなんですけれど、これはもっと早い時期にすべきではなかったかなというふうに思いますが、その辺についてはどうだったのでしょうか。

**○課税課長（井口安弘君）**

9月の台風の後、実は、作ろうということで準備を始めたんですが、その後に10月のまた台風がございまして、その後、集中豪雨等もございまして、精いっぱい早くしたつもりだったんですが、今の時期になってしまったというものでございます。

**○丸山わき子君**

被害に遭った農家の方々からは、もう既に9月の納税が困ったなど、そういった声が聞かれました。本当に、農家の皆様、また被災された皆さんに伝える形で、もう少し早く対応していただけたらよかったですかなと。まあ、本当にそれどころではなかったという、庁舎内が対応がそれどころではなかったという事実もありますけれども、今も、少し早く対応ができていたらよかったですかなというふうにも思います。

減免についての周知方法についてなんですけれども、これは減免申請後、最初に到来する納期から減免となるという説明があるわけなんですけれども、これは市民にいかにか早くお知らせするか、ここが問われているというふうに思うんですけれども、このお知らせの方法というのはどのような方法を取られるのでしょうか。

**○課税課長（井口安弘君）**

まず、亡くなられた方がいらっしやいまして、どなたかはわかっていますので、その方に直接、遺族のもとに書類を持ってお邪魔したいと考えております。

それから、住宅が半壊以上の被害に遭われた方につきましては、こちらから別途お知らせをいたしましてお知らせするようにしたいと考えています。

それから農家の方が、私の調べたところ対象となりそうな方が530名ほどおりまして、これは一遍にお知らせするというのは非常に難しいので、農協さんでありますとか、そういった団体さんも通じまして、なるべく早い時期に皆さんにお知らせできるような形を取りたいというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

農協に関わっていない農家の方もいらっしやるわけでね、どうもそういうところにはいろいろ漏れている状況があるように、私は感じております。

できれば、私は、もう530件とわかっているわけですから、これはきちんと丁寧に対応してお知らせをすることが必要ではないかなと。これはまた大変なことなんですけれども、わかっているわけですから、ぜひ、お一人おひとりにそういうお知らせをしていただきたいと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

**○課税課長（井口安弘君）**

それにつきましては議員のおっしゃるとおり、私どももそういった対応をするようにしていきたいというふうに思っております。

**○丸山わき子君**

職員の皆さん、本当に大変かと思いますが、ぜひ、そういう対応でよろしく願いいたします。

それともう一つは、課税課とは離れてしまいますけれど、市税とともに国保税、あるいは介護後期高齢者保険料への減免、こういった減免制度があるわけで、これは市長が認めるところということで減免されていくと思うんですが、そういったお知らせも同時にしていただけないのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○国保年金課長（吉田正明君）

国保税の減免につきましては、国民健康保険税の減免要綱というものがございますので、これにのっとった形で減免の方をしております。この減免につきましては、既に広報の方でもお知らせをしておりますし、先日開かれました区長会議の方でも、この減免の適用につきましては各区長さんの方にもご説明をしたところでございます。

#### ○丸山わき子君

その減免がなかなか伝わらないというのが実態なんですね。ですから、市税の方でもこういう通知を出していただければ、あわせて国保税、後期高齢者保険、あるいは介護保険料の方も減免できますよという、そういった同時の周知方法があらうかと思います。ぜひ、そういった対応も取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

国保税、並びに介護保険料等につきましても、税の方で出す通知のときに一緒に、中に折り込みできるような形で情報共有を図ってまいりたいと思って考えております。

#### ○丸山わき子君

ぜひ、協力いただきながら市民の皆さんへのお知らせをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それと議案第22号についてお伺いたします。

これは一部破損1千600棟に対し、この支援事業の利用者は5パーセントとしたということ为先ほど全員協議会で説明いただいたんですけれども、その5パーセントとした根拠は何かお伺いたします。

#### ○建設部長（江澤利典君）

この5パーセントについては、3.11の東日本大震災のときの数字をもとに県の方からそういうことでお知らせというか、通知がきましたので、それに基づいて5パーセントということで、80件ということで計算をいたしました。

#### ○丸山わき子君

あくまでも県の方の指導だというようなことなんですけども、80件程度なのかなと、大変、私心配しているところですね。

今回、県の方が独自にこういった支援策を設けたと。それも一部破損という、すごく少ない被害でも対応しますよということなんでね、5パーセント程度ではないんじゃないかなというのをとても疑問を感じるところで、今後は、もし80件を超せば追加をしていくんだという、そういう説明もありましたんで、ぜひ、その辺は80件にこだわらず、ぜひとも市民の

皆さんの要望に応えた取り組みをしていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、申請についてなんですけれども、申請、申込期間、これについてはいつからいつを予定しているのかお伺いいたします。

**○建設部長（江澤利典君）**

実はもう半壊以上については、今週の28日から受け付けを開始しております。これの周知については30件、40件、この予算をまとめるときの件数がそのぐらいでしたので、全ての方に通知をして、それで電話での確認をして、受付業務また相談業務を今週の月曜日から受け付けを開始しているところでございます。

**○丸山わき子君**

丁寧な対応をされているということで、大変、安心いたしましたけれど、この配られた資料、このパンフレットの中には、この申込期間というのが空白になっちゃっているんですが、これは具体的にはどういう取り組みなのかお伺いいたします。

**○建設部長（江澤利典君）**

一応、先ほど言ったのは28日からになっております。そのほかの、今回、補正で上程してあるものと、一部損壊、これは10パーセント未満の部分です。

新たに法対象事業として応急修理ということで10パーセントから20パーセントの部分も、今後、この議決をいただいたのちに、今の予定ですと、11月11日から受け付けを開始しようかなというふうに思っております。ほかの市町村も大体その11月中旬ぐらいからということで情報を得ておりますので、その辺が妥当かなというふうには考えております。

**○丸山わき子君**

これはいつぐらいまで対応しようとしているのかお伺いいたします。

**○建設部長（江澤利典君）**

毎日、日々、件数がふえておりますので、その辺についてはまだいつまでとは決定しておりません。ただ、1件も残さずその辺については、皆さんの申請に基づいて、今後、受け付けをしていきたいというふうに考えています。

**○丸山わき子君**

今、部長の方から1件も残さずという温かい言葉がございました。本当に1件も残さず対応をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから申請の書類についてなんですけれども、このパンフレットの資料の中で申請の（4）に資力に関わる申出書というのがあるわけですね。これは要らないのではないのかなど。何のためにこれ、わざわざ書かせるのかというふうに思うんですけど、その辺についての説明をいただきたいと思います。

**○建設部長（江澤利典君）**

まあ、資力については、要は、例えばもうこの応急修理の方なんですけど、59万5千円というのがありますけども、そのものについて、一部損壊も全部含めてなんですけど、工事を着手してもう終わっている方等もござひます。そういう方々に対してのその措置というか、その

辺の絡みもありまして、例えば応急修理で、今回、半壊以上のやつで59万5千円というものがございます。それについては応急修理で資力があるということになってしまいますが、その精算まで、要は業者にもうお支払いまで終わっちゃっているという方については、この応急修理の方では該当ができないということで国の方からも来ております。

ただ、それについては、今回の一部損壊の方で、要は交付金対象事業、その他事業の方で、これは支払いまで終わった方々についてもそこで拾って補助金を交付する、そういう制度の下に落ちてきて、まあ、工事費20パーセントという限定になってしまいますが、その辺も含めてここで50万円という形でありますけども、そこで何とか補助金として交付しようというような制度でございます。

そういったところから、資力というのは国から送られてきた通知ですので、その辺は、一応、その受付の中で、十分協議した中で進めていきたいというふうに考えております。

#### ○丸山わき子君

今、説明を伺いますと、既に修理した場合でも遡及して適応するんだという説明をいただきました。それは本当にありがたいんですけども、資力に関わる申出書と、そこまで無理して書かせる必要はない、みんな本当に被害を受けて大変な思いをしているわけですから、逆に傷付けるような、そういう内容じゃないかなと私は思います。ぜひ、これはご検討いただきたいなというふうに思います。

それから、周知方法なんですけども、今後はどのように周知をしていくのか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○建設部長（江澤利典君）

申請の受付というか、周知の方法も含めてですが、先ほど申しましたように11月11日からを予定しております。これは第5庁舎の方で予定をしております。また、12月もまた第4庁舎の方で予定をしております。

周知方法といたしましては、広報やちまた、また市のホームページ、区への回覧、あとメール配信サービス等々で対応したいと思っておりますけども、先ほど半壊以上は1件ずつ電話対応をしたということを申しましたが、1千600件、日々、日々、伸びておりますので、その辺は受付状況を見ながら、当然、来ていない方については何らかの施策で、一応、お伺いを立てて、今後、進めていきたいというふうに考えています。

#### ○丸山わき子君

日々、数字が伸びているということは、なかなか手続ができない方もいるし、後から聞いてああそうだったのかと、罹災証明書早く出さなきゃいけないなど、そういう方も結構いるんですね。それだけこう周知されていないということだと思います。ですから、罹災証明の手続、来た方にはもう初めからお渡しするとかね、とにかく1人でも多くの方がきちんこの制度を利用できるように、また先ほど部長、心強く1件も残さずという言葉が発しておられたんですけども、まさにその取り組みを実施していただきたい、このことを申し上げまして、私の質問、終わりにいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○桜田秀雄君**

それでは若干質問させていただきます。

台風15号、そして台風19号、立て続けの台風で、大変、農家の皆さん苦しんでおられます。僕も2日間ほど農家回りをやらせてもらいました。先般は農協会館で、JAの方で午前と午後にわたって、支援策の説明会、これが開催をされまして、あの広い会場が満員ということで、皆さん、これから農家をやっているのかいけないのか、その分かれに来ている、そういう声が本当に多かったですね。そういう意味で、税制面での支援、そして具体的な支援策が提案をされていることは、大変、歓迎したいと思うんですが。

そこで、説明書の中の2ページで、減免制度、先ほど死亡した方、台風によるのかどうか因果関係がはっきりしない、そういう話があったように思っているんですけども、この方もあれですか、申請すれば該当すると、そのように理解してよろしいんですか。

**○課税課長（井口安弘君）**

先日、確認をいたしまして、その検案の中では台風による竜巻によって亡くなられたということが明記されておりますので、台風によるものというふうに判断しております。

**○桜田秀雄君**

次に、その下に生活保護の規定によると記載されておりますけども、今回の災害を契機に生活保護、もうどうしようもないと、生活保護を受けたいんだと、そういうお話はあるんでしょうか。

**○課税課長（井口安弘君）**

これはまだ具体的にはございません。

ただ、国の資料の中にも書かせていただきましたけども、平成12年の自治事務次官通知の中ではこういったものもございまして、万が一、こういったこともあったときのために、今回、項目としては入れさせていただいているといったものでございます。

**○桜田秀雄君**

よろしくお願いをしたいと思います。

次に、議案第22号についてお伺いをするわけでございますけれども、現在、罹災証明書、これはどのようになっているのかお伺いをします。例えば、何件申請があつて、どのぐらいの処理がされているのか等々、わかればお願いします。

**○課税課長（井口安弘君）**

罹災証明の関係につきましては、課税課、納税課で今やっております、最新のデータというものはございませんので、先ほど全員協議会でご説明したときの数字になってしまうのですが、10月28日現在の状況といたしましては、先ほどご説明をさせていただきましたが、全壊が6棟、大規模半壊が8棟、半壊が36棟で、一部損壊こちらが1千615棟という状況でございます。こちらにつきましては、毎日30件、40件の申請があるというこ

とで、今後も伸びていくといった状況でございます。

**○桜田秀雄君**

今回、本当に大規模にわたっていますから、罹災証明の受け付けをしてもなかなか事務が進まないと、そういう市町村がございまして、例えば南房総市あたりでは一部損壊についてはもう実態調査はしないと、もう電話だけで了解をしていくと、そういう方法も取られておりますけども、この八街市はどのような対応でやられていますか。

**○課税課長（井口安弘君）**

八街市では、まず写真を必ずわかるものを出していただきまして、損傷度の小さいものにつきましては一部損壊という形での判断をしております。ただ、この被災者支援の中で内閣府が出しております損傷の出し方というのはパーセンテージを出すわけなんですけど、その10パーセント以上と、未満、本来一部損壊というのは20パーセント未満と言われているわけなんですけど、それを10パーセント未満と10パーセントから20パーセント未満で分けるということになりまして、その辺はそういった被災者支援にも関わってくることで、今は少しシビアにやって、損傷度の大きそうなものについてはなるべく現場に行くように。ただ、軽いものについては写真判定でやっていますので、出てきたものの一部損壊のほとんどは写真判定といった状況でございます。

**○桜田秀雄君**

ぜひ、被災者の立場に立って、事務手続もそうですけども、含めて対応をしていただきたいと、このことをお願いして質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければこれで質疑を終了いたします。

議案第21号及び議案第22号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いをいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 1時40分)

(再開 午後 1時53分)

**○議長（鈴木広美君）**

再開いたします。

討論の通告はありません。これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第21号、令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災者に対する市民税の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年9月第2回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全て案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。

閉会のご挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時55分)

○本日の会議に付した事件

1. 発言の取り消しの件

2. 議案の上程

議案第21号、議案第22号

提案理由の説明

3. 議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号

議案第18号から議案第19号

委員長報告、質疑、討論、採決

4. 議案第21号、議案第22号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....  
議案第21号 令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災者に対する市民税の減免に関する条例の制定について

議案第22号 令和元年度八街市一般会計補正予算について  
.....

議案第1号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第6号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第7号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第8号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第18号 八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結について

議案第19号 八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 新 見 準

八街市議会議員 小 向 繁 展

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発言の取り消し＝発言の内容を記載せず、棒線（——）により表示しています。